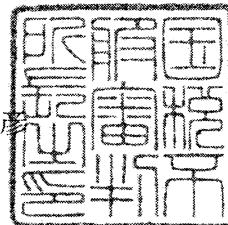


裁 決 書

関裁(法・諸)令 5 第44号

令和 6 年 6 月 3 日

国税不服審判所長 清野 正彦



審査請求人

所 在 地

名 称

代 表 者

原 处 分 庁

原 处 分

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

令和 5 年 5 月 11 日付でされた次の各処分

- 1 令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの事業年度の法人税、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの課税事業年度の地方法人税並びに令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分
- 2 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの事業年度の法人税、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの課税事業年度の地方法人税並びに令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分
- 3 令和 4 年 1 月から令和 4 年 6 月までの期間分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいすれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに法人税等、消費税等及び源泉所得税等の申告及び納付ができなかったとして、これらの各期限延長申請をしたところ、原処分庁が、当該各申請の各却下処分をしたのに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

イ 国税通則法（以下「通則法」という。）第11条《災害等による期限の延長》は、税務署長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該期限を延長することができる旨規定している。

ロ 国税通則法施行令第3条《災害等による期限の延長》第3項は、税務署長は、災害その他やむを得ない理由により、通則法第11条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、国税通則法施行令第3条第1項及び第2項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする旨規定し、同条第4項は、同条第3項の申請は、通則法第11条に規定する理由がやんだ後相当の期間内に、その理由を記載した書面でしなければならない旨規定している。

(3) 基礎事実及び審査請求に至る経緯

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、企業の財務書類の作成、財務に関する調査・立案・相談業務等を目的として、[] に設立された法人である。

ロ 請求人の代表社員である []（以下「本件代表者」という。）は、税理士

業を営む者であり（以下、税理士としての [REDACTED] を「本件税理士」という。）、請求人の本店所在地に、税理士事務所を開設している（以下、当該税理士事務所を「本件事務所」という。）。

ハ 請求人は、本件税理士から財務計算業務を受託するとともに、本件税理士に自己の法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）並びに源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）の税務代理を委任していた。

ニ 請求人の本店及び本件事務所の所在地がある [REDACTED] は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「新型インフルエンザ特措法」という。）に基づき、[REDACTED]

[REDACTED] について、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされ、また、[REDACTED] について、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた。

ホ 請求人は、令和5年1月25日に、法定納期限が令和4年7月11日である同年1月から同年6月までの期間分の源泉所得税等について、令和2年2月27日から令和5年1月25日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により納付ができなかつたとして、納付の期限を令和5年1月25日まで延長申請する旨の「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出した（以下、当該申請書による申請を「本件源泉申請」という。）。

なお、上記申請書の「被災状況」欄には、別紙の1のとおり記載されていた。

ヘ 請求人は、令和5年2月27日に、法定申告期限及び法定納期限が令和3年3月1日である、令和2年1月1日から同年12月31までの事業年度の法人税、令和2年1月1日から同年12月31までの課税事業年度の地方法人税及び令和2年1月1日から同年12月31までの課税期間の消費税等について、令和2年2月27日から令和5年2月27日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により申告及び納付ができなかつたとして、申告及び納付の期限を令和5年2月27日まで延長申請する旨の「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出した（以下、当該申請書による申請を「本件令和2年分申請」という。）。

なお、上記申請書の「被災状況」欄には、別紙の2のとおり記載されていた。

ト 請求人は、令和5年2月28日に、法定申告期限及び法定納期限が令和4年2月28日である、令和3年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税、令和3年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度の地方法人税及び令和3年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税等について、令和2年2月27日から令和5年2月28日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により申告及び納付ができなかったとして、申告及び納付の期限を令和5年2月28日まで延長申請する旨の「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出した（以下、当該申請書による申請を「本件令和3年分申請」といい、本件源泉申請及び本件令和2年分申請と併せて「本件各申請」という。）。

なお、上記申請書の「被災状況」欄には、別紙の3のとおり記載されていた。

チ 原処分庁は、令和5年5月11日付で、本件各申請の各却下処分（以下「本件各却下処分」という。）をした。

リ 請求人は、本件各却下処分に不服があるとして、令和5年8月10日に審査請求をした。

2 争点

- (1) 本件各申請に通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が認められるか否か（争点1）。
- (2) 本件各却下処分は課税の公平に反するか否か（争点2）。

3 争点についての主張

- (1) 争点1（本件各申請に通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が認められるか否か。）について

請 求 人	原 処 分 庁
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の請求人及び本事務所では、平成29年に従業員の1人が退職したことで本件代表者（本件税理士）を含めた残りの常勤の従業員全員が過剰業務となり、申告等の90%が期限日当日となるなど、業務体制に全く余裕が	請求人及び本事務所の従業員のタイムカード並びに本件代表者（本件税理士）の申述を前提とした在宅勤務の状況からは、請求人及び本事務所において、通常の業務体制が維持できない状況が生じたことにより申告書や決算書類などの国税の申告等の手続に必

請　求　人	原　処　分　序
<p>なかつた。</p> <p>そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、それまでにはなかつた新たな業務（新型コロナウイルス感染症特別貸付等を受けるための助言、資料提供及び借入手続代行業務並びに持続化給付金申請に係る助言、資料提供及び申請代行業務のほか、持続化補助金や時短協力金等の申請に係る業務）が発生した。</p> <p>また、本件代表者（本件税理士）を含めた請求人及び本件事務所の従業員の多くが高齢で基礎疾患を有し、医療機関や自治体等から、新型コロナウイルス感染症の感染により重症化のおそれがあるとして新型インフルエンザ特措法に基づく外出自粛の要請を受けたため、請求人及び本件税理士は、体制を整備しないまま在宅勤務（令和2年4月中旬から令和3年9月末までは週2日、令和3年10月から令和5年6月末までは週1日）を実施した。</p> <p>これらにより、請求人及び本件事務所は、通常の業務体制が維持できなくなり、期限までに本件各申請に係る申告及び納付を行うことができなかつた。</p> <p>よって、本件各申請には、「災害その他やむを得ない理由」がない。</p>	<p>要な書類等の作成が遅れ、本件各申請に係る申告及び納付を期限内に行うことが困難であったとはいえない。</p> <p>また、従業員の1人が退職したことでの過剰業務となつたこと、新型コロナウイルス感染症の影響により新たな業務が発生したこと及び体制を整備しないまま在宅勤務を実施したことは、新型コロナウイルス感染症の流行前の時点から請求人及び本件事務所が恒常に人員不足に陥っていた状況下で、その流行後も追加業務を引き受け、通常の業務体制が維持できなくなつたにもかかわらず在宅勤務を続けたという経営判断に起因するものであつて、請求人の責めに帰すべき主観的な理由であるといえる。</p> <p>これらからすれば、請求人が主張する各事情は、客観的にみて申告等の行為が物理的に不可能であることに直接因果関係を有する事実に基づく理由とはいえない。</p> <p>よって、本件各申請には、「災害その他やむを得ない理由」がない。</p>

請求人	原処分庁
「その他やむを得ない理由」がある。	

(2) 争点2（本件各却下処分は課税の公平に反するか否か。）について

請求人	原処分庁
<p>請求人は、自己の令和3年1月から同年6月まで及び同年7月から同年12月までの各期間分の源泉所得税等の納付について、それぞれ、令和3年12月21日及び令和4年6月10日に、本件各申請と同様の理由で原処分庁に対して期限延長申請をしたところ、これらの申請はいずれも承認された。また、本件税理士は、自己の令和2年7月から同年12月まで、令和3年1月から同年6月まで及び同年7月から同年12月までの各期間分の源泉所得税等の納付並びに請求人以外の関与先から委任を受けた申告等についても、本件各申請と同様の理由で各所轄税務署長に対して期限延長申請をしたところ、これらの申請はいずれも承認された。</p> <p>それにもかかわらず、本件各申請だけが却下されたのは、課税の公平に反する。</p>	<p>申告等の期限延長申請は、申請者の個別の理由によって個別に審査されるものであり、他の税務署長による判断に影響されるものではないから、課税の公平に反しない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 争点1（本件各申請に通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が認められるか否か。）について

イ 法令解釈

通則法第11条は、税務署長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等の行為をその期限までにすることことができないと認めるときは、その理由がやんだ日

から 2 か月以内に限り、当該期限を延長することができる旨規定しているところ、「災害」とは、自然災害のほか、火災、ガス爆発等の人為的災害を含み、「その他やむを得ない理由」とは、交通、通信の途絶その他社会通念上、申告等の行為ができないと認められる真にやむを得ない理由、すなわち、客観的にみて申告等の行為が物理的に不可能であることに直接因果関係を有する事実に基づく理由であることを要し、その申請者の責めによって申告等の行為ができないと認められる主觀的な理由はこれに含まれないと解するのが相当である。

ロ 本件代表者（本件税理士）の答述内容

本件代表者（本件税理士）は、本件各申請に係る事情や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた令和 2 年 2 月 27 日から本件各申請に係る申告及び納付の期限のうち最も遅く到来する期限である令和 4 年 7 月 11 日までの期間（以下「本件影響期間」という。）における事情等につき、当審判所に対し、要旨以下のとおり答述した。

(イ) 法人税等、消費税等及び源泉所得税等の申告及び納付に係る作業等

請求人の法人税等、消費税等及び源泉所得税等の申告及び納付については、請求人から税務代理の委任を受けた本件税理士が準備作業も含めて全て 1 人で行っており、本件税理士以外に当該申告及び納付に関する作業ができる者はいない。

なお、請求人の法人税等及び消費税等の申告及び納付については、本件税理士が、毎年 2 月中にまとめて作業をしており、資料の取りそろえに約 1 週間、申告及び納付の作業を集中して行うと約 2 週間、ゆっくり行うと約 1 か月かかる。また、請求人の源泉所得税等の納付については、その前提となる給与計算を毎月行っているため、納付書の作成から納付まで 1 日でできる。

(ロ) 請求人及び本件事務所における新型コロナウイルス感染症の感染状況等

本件影響期間中、請求人及び本件事務所において、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は濃厚接触者となった者はいない。

(ハ) 請求人及び本件事務所における在宅勤務の状況等

A 請求人及び本件事務所における在宅勤務の頻度は、本件代表者（本件税理士）も含めて、令和 3 年 9 月末までは週 2 日程度で、同年 10 月以降は週 1 日程度となり、令和 5 年 6 月末で在宅勤務は終了した。

B 請求人及び本件事務所における通常業務の概要及び1日の業務量を100%とした場合の各業務の割合は、次のとおりである。

- (A) 関与先に訪問して月次試算表の作成のための資料収集をする（30%）。
- (B) 上記(A)で収集した資料について、コンピューター入力のための整理をする（10%）。
- (C) 上記(B)で整理した資料に基づき、コンピューター入力をを行い、月次決算書の作成等をする（60%）。

C 上記Bの通常業務のうち、在宅勤務でできる業務は(B)のみである。そのため、在宅勤務では、全体の90%を占める業務ができなかつた（週5日のうち2日が在宅勤務の場合、その比率は、90%に5分の2を乗じた36%となる。）。

(二) 本件税理士の業務内容等

A 本件税理士は、本件各申請に係る申告及び納付のほか、新規の関与先等の申告等や資産税関係の申告等の業務に従事していた。

B 請求人及び本件事務所の従業員が在宅勤務をしたことは、本件各申請に係る申告及び納付の作業に影響しない。

(ホ) 期限までに本件各申請に係る申告及び納付ができなかつた理由

決算書の作成等のためのコンピューターを本件事務所外に持ち出すことを禁止していたため、在宅勤務では、コンピューターを用いた作業ができなかつた。また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているときは、銀行の窓口の時間が短縮されたり、本件代表者（本件税理士）には[]の基礎疾患があつたこともあり外出を躊躇し、感染拡大が少し収まるまで外出を控え銀行の窓口にも行けなかつたことにより遅れが生じ、期限までに本件各申請に係る申告及び納付ができなかつた。

ハ 検討

請求人は、上記3(1)の「請求人」欄のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の時点で、本件代表者（本件税理士）を含む請求人及び本件事務所の従業員全員が過剰業務となっていた状況下において、新型コロナウイルス感染症の影響により新たな業務が発生した上、本件代表者（本件税理士）を含めた従業員の多くが高齢で基礎疾患を有し、新型コロナウイルス感染症の感染によって

重症化のおそれがあったため、新型インフルエンザ特措法に基づく外出自粛要請に応じて、体制を整備しないまま在宅勤務を実施した結果、請求人及び本件事務所において通常の業務体制の維持ができなくなったから、本件各申請には「災害その他やむを得ない理由」がある旨主張し、上記1(3)ホからトまでのとおり、本件各申請に係る各申請書にも同旨の記載がある。

確かに、通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」について、請求人が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたとする本件影響期間においては、災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないとしても、納税者又は税務代理等を行う税理士等が新型コロナウイルス感染症に感染したり、自治体等からの外出自粛要請等が行われたりするなど、自己の責めに帰さないやむを得ない理由により、その期限までに申告等ができない場合も想定された。そして、上記1(3)ニのとおり、請求人の本店及び本件事務所の所在地がある [REDACTED] では、本件令和2年分申請に係る法人税等及び消費税等の法定申告期限及び法定納期限の [REDACTED] の [REDACTED] から [REDACTED]

[REDACTED] まで、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされ、また、本件令和3年分申請に係る法人税等及び消費税等の法定申告期限及び法定納期限の [REDACTED] の [REDACTED] から [REDACTED] まで、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたため、出勤等のための外出に一定の抵抗感があったことは否定できない。

しかしながら、本件代表者（本件税理士）は、上記ロ(イ)及び(ハ)Aのとおり、本件影響期間中の請求人及び本件事務所における在宅勤務の頻度は週1日又は2日程度であり、残りの3日間又は4日間は出勤した上で業務に当たり、請求人の法人税等、消費税等及び源泉所得税等の申告及び納付については準備作業を含めて全て本件税理士1人で行っていたところ、源泉所得税等の納付については、納付書の作成から納付まで1日でできること、法人税等及び消費税等の申告及び納付についても、毎年2月中にまとめて作業をしており、作業に要する期間は最長でも1か月程度であることをそれぞれ答述している。

このような答述からすれば、本件税理士が1日でできた本件源泉申請に係る納付のみならず、本件令和2年分申請及び本件令和3年分申請に係る申告及び納付についても、これらの作業に一定程度の時間を要するとしても、週3日から4日

の出勤勤務により当該作業ができたことに加え、在宅勤務によっても多少なりとも当該作業ができたといえることから、法定申告期限内及び法定納期限内に当該作業が全くできなかったというには疑問が残る。この点に関し、上記ロ(ニ)Aのとおり、本件税理士は、本件各申請に係る申告及び納付のほか、新規の関与先等の申告等の業務をも担当していた旨答述するが、この業務と並行するなどして法定申告期限内及び法定納期限内に本件各申請に係る申告及び納付を行うことが不可能であったことを裏付ける客観的な証拠もない。

また、本件代表者（本件税理士）は、上記ロ(イ)及び(ニ)Bのとおり、本件税理士以外に本件各申請に係る申告及び納付に関する作業ができる者はおらず、請求人及び本件事務所の従業員の在宅勤務は本件各申請に係る申告及び納付の作業に影響しない旨答述しており、本件各申請に係る申告及び納付については、本件税理士が、従業員の在宅勤務の影響を受けることなく、1人で行うことができたといえる。そして、本件代表者（本件税理士）が、上記ロ(ロ)のとおり、本件影響期間中、請求人及び本件事務所において新型コロナウイルス感染症に感染した者又は濃厚接触者となった者はいないと答述していることからすれば、請求人及び本件事務所が閉鎖されたり、本件代表者（本件税理士）において請求人及び本件事務所の他の従業員が担当する業務を臨時で処理したりする必要が生じる等、本件各申請に係る申告及び納付をすることが不可能となったという事情もうかがわれない。

これらによれば、本件代表者（本件税理士）が答述するように、上記ロ(ハ)B及びC並びに(ホ)のとおり、在宅勤務時には、従事できる作業内容が制限され、出勤時には、その遅れを取り戻すために作業量が増えるなどしたことが否定できないとしても、本件税理士は、在宅勤務及び出勤勤務の併用により、本件各申請に係る申告及び納付に関する作業をすることが不可能であったとは認められない。

そうすると、請求人が本件各申請に係る申告及び納付を法定申告期限内及び法定納期限内にできなかったのは、新型コロナウイルス感染症による影響が全くないまではいえないとしても、客観的にみて申告等の行為が物理的に不可能であることに直接因果関係を有する事実に基づくものとはいえず、請求人が主張するその他の事情を考慮してもなお、社会通念上、本件各申請に係る申告及び納付ができないと認められる真にやむを得ない理由があったとは認められない。

したがって、本件各申請に通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」は認められず、これと異なる請求人の上記主張には理由がない。

なお、請求人は、別紙の2及び3のとおり、令和4年12月下旬及び令和5年1月上旬に職員の多くが濃厚接触者となった旨主張するが、当該時期はいずれも、本件各申請に係る法定申告期限及び法定納期限を経過した後であるから、この点が通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があることの根拠とはならない。

(2) 争点2（本件各却下処分は課税の公平に反するか否か。）について

請求人は、上記3(2)の「請求人」欄のとおり、本件各申請と同様の理由で申請した他の延長申請はいずれも承認されたにもかかわらず、本件各申請だけが却下されたのは、課税の公平に反する旨主張する。

しかしながら、課税の公平とは、課税の根拠となる法を適用すべき者に対しては等しく適用すべきことをいい、仮に法の適用を免れる者が生じたとしても、そのことを理由に他の者に対して法を正しく適用することが課税の公平に反することにはならない。

そして、上記(1)のとおり、本件各申請に通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」は認められず、本件各却下処分は、通則法第11条を正しく適用したものといえる以上、仮に、請求人が上記3(2)の「請求人」欄で主張するとおりの事実があったとしても、そのことによって直ちに課税の公平に反するものではないから、請求人の上記主張には理由がない。

(3) 本件各却下処分の適法性について

上記(1)及び(2)のとおり、請求人の主張にはいずれも理由がなく、ほかに通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるとは認められない。

また、本件各却下処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各却下処分は適法である。

(4) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別紙

1 本件源泉申請に係る「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の「被災状況」欄の記載

新型コロナウイルスの影響が続いている。税理士事務所内並びに申告納付企業内に、基礎疾患がある高齢者や基礎疾患がある者がおり、感染すると重症化する恐れがある。税理士事務所並びに申告納付企業は、在宅勤務の体制も整備されていない為、職員並びに社員の多くが業務に従事できない。上記理由により、期限までに申告、納付を行うことができなかった。

2 本件令和2年分申請に係る「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の「被災状況」欄の記載

新型コロナウイルスの影響が続いている。税理士事務所内並びに申告納付企業内の殆どが、基礎疾患がある高齢者や基礎疾患がある者であり、感染すると重症化する恐れがある。税理士事務所並びに申告納付企業は、在宅勤務の体制も整備されていない為、職員並びに社員の多くが業務に従事できない。令和4年12月下旬及び令和5年1月上旬には、相次いで職員の多くが濃厚接触者となった。上記理由により期限までに申告、納付を行うことができなかった。

3 本件令和3年分申請に係る「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の「被災状況」欄の記載

新型コロナウイルスの影響が続いている。税理士事務所内並びに申告納付企業内の殆どが、基礎疾患がある高齢者や基礎疾患がある者であり、感染すると重症化する恐れがある。税理士事務所並びに申告納付企業は、在宅勤務の体制も整備されていない為、職員並びに社員の多くが業務に従事できない。令和4年12月下旬及び令和5年1月上旬には、相次いで職員並びに社員の多くが濃厚接触者となった。上記理由により期限までに申告、納付を行うことができなかった。